

久慈広域連合からのお知らせ

台風 19 号で被災された方への介護保険料の減免について

令和元年 10 月 13 日に発災した台風 19 号により被災された介護保険第 1 号被保険者（65 歳以上の方）で一定の要件を満たした場合、介護保険料の減免を受けられる場合があります。

対象者

- ・ 住居に半壊以上の被害を受けた方
 - ・ 主たる生計維持者が死亡又は行方不明、重篤な傷病を負った方
 - ・ 主たる生計維持者の事業所得が前年より 30%以上減少した方
- ※本人の事業収入等に係る所得以外の所得合計額が 400 万円以上の場合は対象外

対象となる保険料

令和元年度の介護保険料の 10 月から翌年 3 月までの月割算定額に相当する額

申請期限

令和 2 年 3 月 31 日

申請に必要なもの

- ・ 印鑑
- ・ り災証明
- ・ 振込口座がわかるもの（通帳等）

※減免額により還付がしない場合があります。

申請場所

久慈広域連合介護保険課	久慈市地域包括支援センター介護支援係（元気の泉内）
洋野町福祉課	野田村保健福祉課
普代村住民福祉課	

問い合わせ先

久慈広域連合介護保険課 ☎0194-61-3355